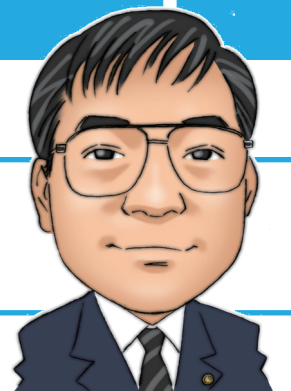


水無瀬野タイムズ 34

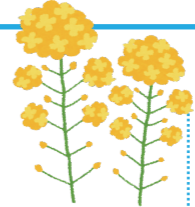


今月のトピックス

- 相続した土地を国が引き取る制度がスタートします！
- 協会けんぽの健康保険率改定／令和5年度の雇用保険料率

2023年4月の主な予定

- ◆4月10日(月)◆
 - ・3月分源泉所得税の納付
- ◆条例で定める日◆
 - ・固定資産税、都市計画税第1期の納付
 - ・軽自動車税(種別割)の納付
- ◆ 随時 ◆
 - ・雇用保険の資格取得又は資格喪失届
 - ・社会保険の資格取得又は資格喪失届
 - ・賞与支払届



充実感と達成感！

桜の季節となりました。1年で一番気持ちのいい、元気の出る季節です。皆様いかがお過ごしでしょうか。

税理士法人水無瀬野の1年の中で最大のイベントである確定申告も、皆様のご協力により、そしてスタッフ全員のチームワークにより無事終了することができました。

この瞬間の幸福感は何とも言えない充実感と、達成感あふれるひとときです。税理士になって37年間味わい続けておりますが、年々楽しさや喜びが高まってきております。これが幸福感につながり、自己効力感の高まりを感じております。

令和5年4月からは、税理士法人水無瀬野のスタッフ全員の個人個人の考え方や適性、特性に耳を傾け、どのような業務をすれば幸福感が感じられるのか、あるいは働き方をどのように変えれば幸せになれるのかなどについて、気持ちを受け止め、寄り添って、キャリアアップへの成長の気づきになればと考えております。

スタッフ全員とお客様とのつながりを、心で強い絆で結ばれるように、一層の努力をして参ります。そのつながりを肯定的に感じるときに、豊かさや幸せを感じる事ができ、業務や人生にやりがいや生きがいを持つことが重要と思われま。

残りの人生、スタッフ全員の気持ちを受け止め、寄り添い、信頼関係の再構築を図り、スタッフ全員のキャリアの成長を目標に頑張っ参ります。そして業務を通して、充実感と達成感を味わっていただきたいと思っております。

お客様においても、事業の成長の支援をさせていただきながら、必要であれば、お客様の従業員のキャリアアップを図りながら、業務や人生にやりがいや生きがいを持っていただく支援もさせていただきたいと思っております。私自身も年と共に成長を目指し、人生の喜びを皆様方と共有していきたいと思っております。

桜の満開を見ながら、新たな気持ちに燃えております。「生涯修行」の言葉を大切に、1日1日目標に向かって頑張っ参ります。

まずは、皆様方のご健康をご祈念申し上げて、また元氣でお会いできる日を楽しみにしております。今後ともご指導ご鞭撻よろしく願ひます。



令和5年4月吉日
税理士法人 水無瀬野
代表 難波 孝朗

令和5年度の協会けんぽの保険料率 3月分(4月納付分)から改定

	令和5年度	令和4年度より
大阪府	10.29%	↑
京都府	10.09%	↑
兵庫県	10.17%	↑
奈良県	10.14%	↑
滋賀県	9.73%	↓
和歌山県	9.94%	↓



令和5年度の雇用保険料

【一般の事業】



	～R5.3	R5.4～
労働者負担	5/1000 →	6/1000
事業主負担	8.5/1000 →	9.5/1000

【建設の事業】



	～R5.3	R5.4～
労働者負担	6/1000 →	7/1000
事業主負担	10.5/1000 →	11.5/1000

編集後記

この2カ月半、土日も祝日も確定申告業務に全力を注いで参りました。そして申告日には、全てのお客様の申告を終えることができました。

「頑張っ！」と応援頂いたり、差入れを頂いたり、皆様のお蔭で無事乗り切ることができました。ありがとうございました。

また、この時期だけにお会いできるお客様ともお話しすることができ、とても有意義な3カ月間でした。

今後ともよろしく願ひ申し上げます。 スタッフ一同

確定申告無事終了！



税理士法人 水無瀬野

難波孝朗行政書士・社会保険労務士・FP事務所

web : <http://minaseno.com/>
web : <http://namba-one.com/>
大阪府三島郡島本町水無瀬1-5-9 電話:075-961-0812
e-mail : t-namba@sirius.ocn.ne.jp FAX:075-961-0818

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

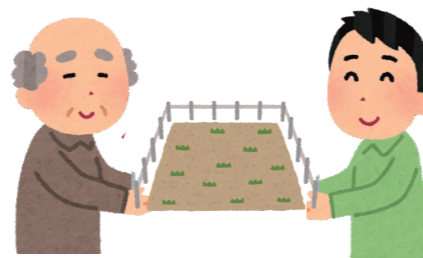
相続した土地を国が引き取る制度がスタート！

～相続土地国庫帰属制度～

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このように土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

相続土地国庫帰属制度：令和5年4月27日～



1、申請者

相続又は遺贈によりその土地の所有権を取得した人。土地を数人で共有している場合は、共有者全員で申請しなければなりません。

2、要件

通常の管理や維持に必要な以上の費用や労力がかからない土地

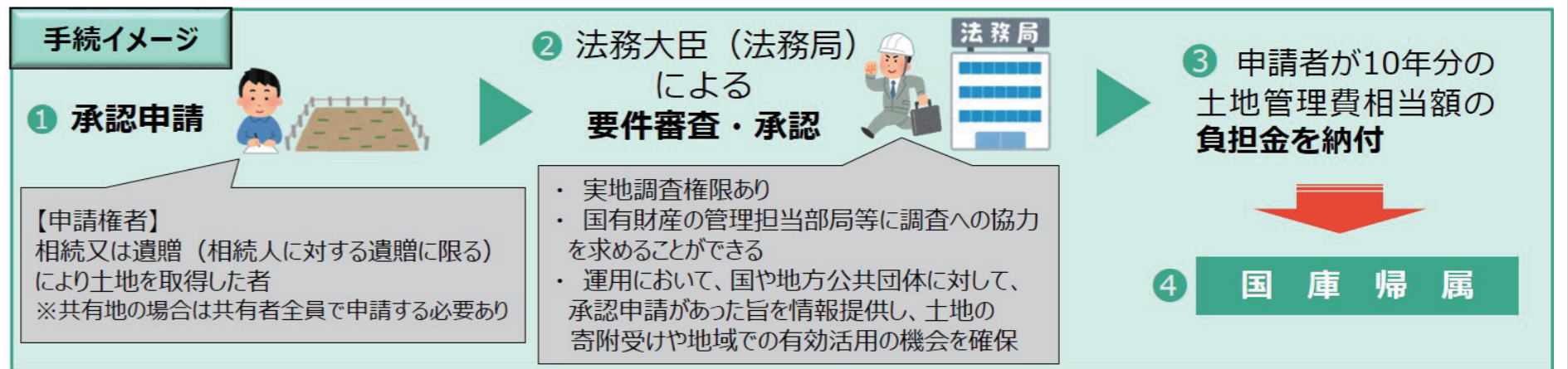
【次の土地は不可】

- ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地
- イ 土壌汚染や埋設物がある土地
- ウ 危険な崖がある土地
- エ 権利関係に争いがある土地
- オ 担保件等が設定されている土地
- カ 通路など他人によって使用される土地 など

抵当権等の設定や争いがなく、建物もない更地ということだね



4、手続きイメージ



法務省 HP より

3、費用

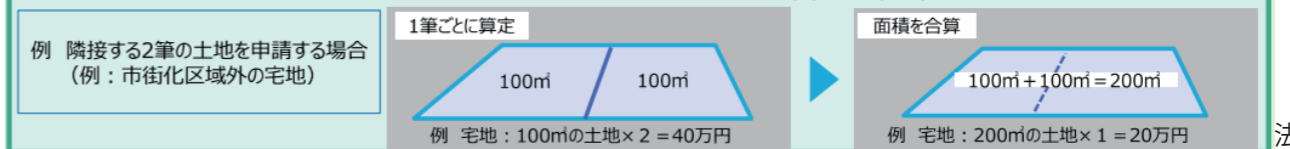
審査手数料の他に、10年分の土地管理費相当額の負担金が必要
負担金は、土地の性質に応じた標準的は管理費用を考慮して算出されます。



負担金算定の具体例	
① 宅地	面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地（注1）の宅地については、面積に応じ算定（注2） (例) 100㎡ 約55万円 200㎡ 約80万円
② 田、畑	面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地（注1）、農用区域等の田、畑については、面積に応じ算定（注2） (例) 500㎡ 約72万円 1,000㎡ 約110万円
③ 森林	面積に応じ算定（注2） (例) 1,500㎡ 約27万円 3,000㎡ 約30万円
④ その他 ※雑種地、原野等	面積にかかわらず、20万円

注1：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。注2：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。

負担金計算の特例 承認申請者は法務大臣に対して、隣接する2筆以上の土地について、一つの土地とみなして、負担金の額を算定することを申し出ることができる（帰属政令5）。



法務省 HP より